

日野市国民健康保険条例の改正について

1 令和2年度税制改正による改正の概要（※国会での法案可決後）

(1) 低所得者の保険税に対する財政支援の強化（第17条）

世帯の所得額に応じて、保険税を軽減する制度のうち、2割軽減・5割軽減の基準額を引き上げ、中間所得層の保険税負担を軽減する。

① 2割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

【現行】基準額 33 万円 + 51 万円 × 被保険者数

※ 3人世帯の場合、給与収入約 291 万円までが 2割軽減対象



【改正後】基準額 33 万円 + 52 万円 × 被保険者数

※ 3人世帯の場合、給与収入約 295 万円までが 2割軽減対象

② 5割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

【現行】基準額 33 万円 + 28 万円 × 被保険者数

※ 3人世帯の場合、給与収入約 193 万円までが 5割軽減対象



【改正後】基準額 33 万円 + 28 万 5 千円 × 被保険者数

※ 3人世帯の場合、給与収入約 195 万円までが 5割軽減対象

(※上記収入はいずれも給与所得者 1 人の場合)

(2) 課税限度額の見直し（第10条）

国民健康保険税課税の基礎課税額を 61 万円から 63 万円に、
介護支援金分を 16 万円から 17 万円にそれぞれ引き上げる。

【現行】 医療 61 万円 + 支援 19 万円 + 介護 16 万円 = 96 万円



【改正後】 医療 63 万円 + 支援 19 万円 + 介護 17 万円 = 99 万円

施行日 令和 2 年 4 月 1 日